

市制施行
20周年

昭和49年



二度にわたる集中豪雨で戦後最大の大水害が発生(被害総額79億円)

昭和50年



集中豪雨で大水害が発生(被害総額26億円)

昭和52年



東北自動車道 青森～大鰐 弘前インター間が開通 黒石にから高速道路に乗った→3マス進む

昭和54年

市民文化会館・黒石公民館が完成

昭和57年

市産業会館が完成

昭和58年



ショッピングセンター「大黒」がオープン
楽しくショッピング →2マス進む

昭和45年

現市役所庁舎が完成

昭和43年



「サニーランド」が落合温泉にオープン プールで遊んで疲れた →1回休み

昭和43年

千歳橋が集中豪雨により崩落

昭和41年



岩手県宮古市と姉妹都市に もう一度宮古のサケを食べたい→1マス戻る

昭和41年

市制施行
10周年

昭和39年



国民宿舎「西十和田荘」完成

昭和36年



黒石運動公園 陸上競技場が完成

自己ベストを更新! →もう一度サイコロを振る

昭和59年



永川市 黒石市 姉妹都市締結調印式

韓国・永川市と 姉妹都市締結

昭和59年



国鉄黒石線が廃止 名残惜しい気持ちになった →1マス戻る

昭和59年

スタート

昭和29年7月1日 県内4番目の市として 黒石市が誕生



昭和29年



「市報くろいし」創刊

昭和30年



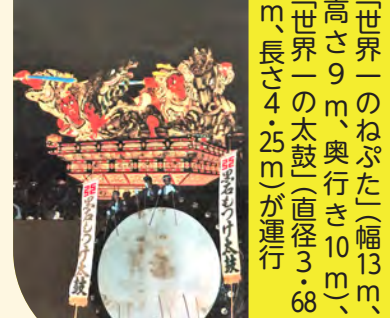
黒石よされに 流し踊り登場 楽しく踊った →2マス進む



昭和35年

国勢調査で市の人口が過去最多の41,033人

昭和35年



昭和60年

「世界一のねぶた」(幅13m、高さ9m、奥行き10m)、「世界一の太鼓」(直径3.68m、長さ4.25m)が運行

※敬称や記録等については当時の情報で記載しています。

特集

市制施行70周年

黒石メモリアルすごろく&あの頃の黒石



黒石場所



ずぐり回し大会(昭和42年)



昭和天皇が来黒(昭和52年)



馬力大会



黒石よされ流し踊り(横町)

特集

あの頃の黒石

7月1日で市制施行70周年

本格的な夏が始まる7月、本市は市制施行70周年を迎えます。

さらに今年は「あおもり10市大祭典in黒石」の開催や、新庁舎「黒石市役所わのまちセンター」のオープンなどを控えた、メモリアルな年です。

本市の足跡

今号では、変わりゆく街並みや懐かしい出来事、さまざまな災害などを乗り越えてきた本市の足跡を、写真で振り返ります。

四季折々の豊かな自然と歴史や伝統が息づく街である黒石に、思いをはせてみませんか。



市章の意味

黒石市の市章は「ふつ」と読み、明治22年から黒石町が町章として使用していたものを市政施行後もそのまま採用しています。

「臣民が悪に背き、善に向かう」という意味があります。

※諸説あり



津軽系こけし工人 盛秀太郎



黒石ねぶた祭り(昭和33年)



日曜広場の歩行者天国(横町)



大相撲



台風19号の被害(りんご)



台風19号の被害(民家)



弘南黒石駅



商工会議所



黒石よされ(御幸公園)



市役所庁舎



弘南バス乗り場



横町



前町



新坂



八間道路



黒石郵便局



文化劇場



黒石小学校



国鉄黒石駅とSL

(仮称)市民サービス施設の名称が決定

黒石市役所 わのまちセンター

市が募集していた(仮称)市民サービス施設の名称が
「黒石市役所 わのまちセンター」に決定しました(応募総数161件)。

多世代が繋がり輪が広がる場所。

わあという津軽弁の一人称。

歴史が深く和風なイメージがある町。

この3つの「わ」をまとめて「わのまち」という名称で表しています。

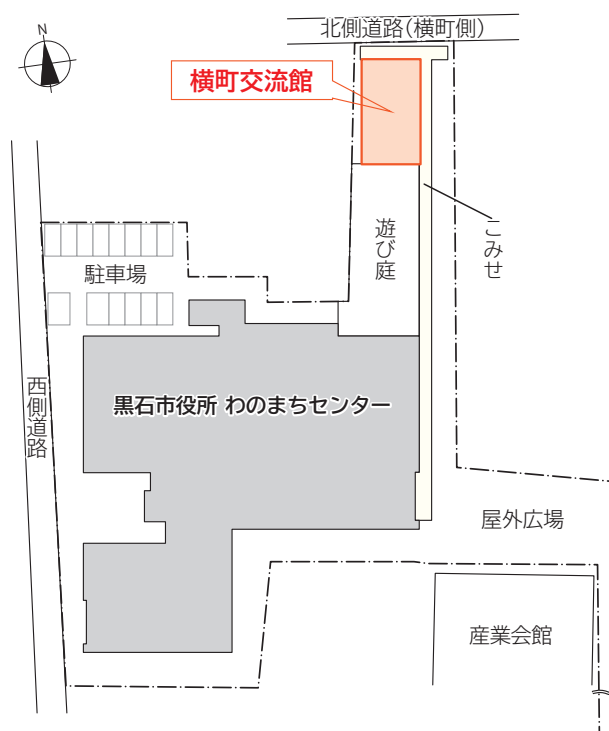
横町交流館 出店者募集

市は、地域の活性化を図るため、10月15日(火)オープン予定の「黒石市役所 わのまちセンター 横町交流館」に出店する店舗を募集します。詳しくは、窓口で配布している出店者募集要項か市ホームページ(市政情報→お知らせ)をごらんください。

テナント所在地	黒石市市ノ町2-1
募集業種	小売業、飲食業、サービス業および地域の活性化に寄与すると認められる誘客業
募集テナント数	2店舗(1店舗当たり13㎡)
出店期間	10月15日～令和9年9月30日(出店準備のため9月上旬から使用可)
営業時間	9時から21時までの間で設定
使用料	1店舗当たり月額22,000円(税込)
その他	テナントブースの改修費用および増設する設備は使用者が負担
申込方法	出店申請書を提出
説明会	7月5日(金) 14時 市産業会館4階 大会議室
提出期限	7月19日(金)必着

※出店候補者は審査委員会により決定します。

[問合せ] 総務課財産管理室(内線207)



国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金には、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合、保険料が免除または猶予される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万が一の事故などにより障害を負った時の障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

▼申請先 国保年金課または弘前年金事務所

▼持ち物 マイナンバーカードまたは同通知カードと本人確認ができるもの、年金手帳等(失業中の人は離職票か雇用保険受給資格者証の写し、学生は学生証の写しか在学証明書の原本)

▼申請受付

▽保険料免除・納付猶予＝令和6年7月分～令和7年6月分(1年間)は、7月1日(月)から受け付け

▽学生納付特例・産前産後期間免除＝令和6年4月分～令和7年3月分(1年間)は、現在受け付け中

▽保険料の免除・納付猶予＝申請月の2年1か月前の月分まで遡って申請可能

【問合せ】国保年金課国民年金係(内線120・122)、弘前年金事務所 ☎27-1339

免除(全額免除・一部免除)制度

本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと免除が無効となり未納扱いとなりますのでご注意ください。

納付猶予制度

50歳未満(学生を除く)で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請すると保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例制度

学生が社会人になってから保険料を納めることができる制度です。本人の前年所得が一定額以下の場合、申請すると保険料の納付が猶予されます。

産前産後期間免除制度

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。

いずれも出産予定日の6か月前から届け出が可能です。
※出産前に届け出する場合、母子健康手帳等が必要です。

介護保険料の 通知書を送付

第1期納期限
7/31(水)

市は、65歳以上の人(第1号被保険者)へ令和6年度介護保険料の通知書を7月上旬に送付します。

▼納付書や口座振替(普通徴収)で納付する人＝通知書には、第1期～第8期の納付書が同封されます。

▼年金からの天引き(特別徴収)で納付する人＝通知書には、年間保険料と10月・12月・翌年2月の徴収額が記載されています。

※災害や世帯の主たる生計維持者の失業などにより納付が著しく困難な人は、保険料の減免が認められる場合がありますので、お問い合わせください。

介護保険料の納付方法

▽普通徴収の保険料は、納付書に記載された金融機関や市会計課のほか、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます。

▽口座振替を希望する人は、金融機関の窓口へ通帳と通帳届出印、納付書を持参し手続きしてください。

【問合せ】介護保険課介護保険係(内線525・526)

個別運動教室

運動を始めた人
運動不足の人

市は、個別運動教室を実施します。運動不足を感じている人や、運動するきっかけがないという人は、この機会にぜひご参加ください。

▼対象 医師から運動制限指示を受けていない30歳～64歳の市民で、過去に当該運動教室または西部地区個別運動教室に参加したことがない人

▼定員 先着30人

▼場所 スポカルイン黒石フィットネストレーニング室

▼運動コース 4回・6回・12回

▼内容 ストレッチ、有酸素運動(12回コースは筋力トレーニングも実施)

※途中でコースの変更も可能です。

▼料金 無料(初回の体力測定と運動実施3か月後の体力測定を含む)

▼申込方法 電話

▼申込期間 7月1日(月)～8月5日(月)

【問合せ】健康推進課成人保健係(内線246・247)

国民健康保険税の納付が始まります

7月から国民健康保険税（国保税）の納付が始まります。納期は第1期から第8期までで、納税通知書を納税義務者や納税貯蓄組合へ7月10日（水）に送付します。

国保税は、被保険者が属する世帯の世帯主に課税されるため、世帯主が国民健康保険加入者でなくても納税義務者となります。

▼納付書や口座振替（普通徴収）で納付する人＝税額や納期などが記載された納税通知書を送付します。

▼年金からの天引き（特別徴収）で納付する人＝特別徴収開始通知書が送付されます。特別徴収ではなく口座振替での納付を希望する場合は、届け出が必要です。

令和6年度分から国保税率等が変わります

国保税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分から構成され、被保険者一人ひとりの年齢や所得、加入月数等に応じて個別に計算し、その合計額が世帯の税額となります。改定内容は次のとおりです。

■令和5年度分までの税率(改定前)

項目	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分(40～64歳)
所得割	8.4%	1.9%	1.8%
資産割	36.3%	8.8%	10.4%
均等割(1人)	28,200円	6,700円	8,700円
平等割(1世帯)	26,100円	5,800円	5,100円
課税限度額	650,000円	220,000円	170,000円

■令和6年度分からの税率(改定後)

医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分(40～64歳)
8.4%	1.9%	1.8%
廃止		
24,500円	6,700円	8,700円
23,000円	5,800円	5,100円
650,000円	240,000円	170,000円

【問合せ】国保年金課保険税係（内線121）

国民健康保険被保険者証が8月に更新

国民健康保険被保険者証（保険証）が、8月1日に一斉更新されます。新しい保険証（水色）は、7月末までに世帯主宛てに送付します。現在使用している保険証は、有効期限の7月31日が過ぎてから各自で処分してください。今年度は、国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁が記載されています。

70歳未満の人	70歳以上75歳未満の人
保険証	自己負担割合が記載された保険証兼高齢受給者証

※住所・氏名・個人番号の下4桁など、保険証に記載されている内容を必ずご確認ください。

短期保険証

短期保険証の交付を受けている人は、有効期限の7月31日までに、国保年金課窓口で更新手続きをしてください。その後、税務課で納税相談を行います。高校生世代以下の被保険者には有効期限が令和7年1月31日（今年度18歳になる人は令和7年3月31日）の保険証を世帯主宛てに送付します。

※7月5日(金)・16日(火)・25日(木)は19時まで夜間窓口を開設します。

臓器提供意思表示欄

保険証の裏面にある「臓器提供意思表示欄」に記入することで、臓器提供に関する意思表示ができます。内容を知られたくない場合は、「臓器提供意思表示保護シール」をご利用ください（記入は任意）。

【問合せ】国保年金課国保給付係（内線118・119）

国民健康保険税の軽減・減免

国民健康保険税（国保税）には、一定の要件を満たす世帯に対して、国保税が軽減または減免される制度があります。詳しくはお問い合わせください。

軽減制度

後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することで、世帯の中で国民健康保険加入者が1人となる場合、平等割が最初の5年間は2分の1軽減され、その後3年間は4分の1軽減されます。

世帯の所得に応じた軽減

世帯主および被保険者等の所得の合計が一定基準額以下の場合、均等割と平等割が世帯の所得額に応じて7割・5割・2割軽減されます。

未就学児に対する軽減

6歳に達する日以後最初の3月31日までの被保険者の均等割（世帯の所得に応じた軽減が適用されている世帯の場合は、軽減後の均等割）が5割軽減されます。

産前産後期間に係る軽減

出産（予定）被保険者は、出産（予定）日の属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産（予定）日の属する月の3か月前からの6か月間）、届け出により出産（予定）被保険者に係る所得割額と均等割額が減額されます。

倒産や解雇等により離職した人に対する軽減

離職日時点で65歳未満の人で、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の離職理由コードが条件を満たす場合は、申告により前年の給与所得を100分の30として国保税を計算します。
※特例受給資格者証および高年齢受給資格者証の交付を受けている人は対象外です。

減免制度

社会保険などの被扶養者であった人の減免

会社の社会保険などに加入していた人が、後期高齢者医療制度へ移行することで、その被扶養者であった65歳以上の人が、新たに国民健康保険へ加入する場合、申請により国保税の一部が減免される場合があります。

特別な事由による減免

災害など特別な事情により、一時的に生活が著しく困窮した場合は、状況に応じて減免される場合がありますので、ご相談ください。

【問合せ】 国保年金課保険税係（内線121）

有 料 広 告

後期高齢者医療の保険料や認定証等について

限度額適用認定証等の更新

被保険者で住民税非課税世帯の人は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、1つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時の食事代が減額されます。

また、世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる人は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが高額療養費の自己負担限度額までとなります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」を交付されていて、引き続き要件を満たす人には、8月から使用する新しい認定証を7月中に送付します。

新たに認定証の交付を希望する人は、①保険証②はんこ③個人番号が分かるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）を持参し、窓口で手続きしてください。

令和6年度の保険料

保険料は、表1のとおり被保険者全員が納める「均等割額」と、前年の所得に応じて納める「所得割額」の合計額で計算されます。令和6年度の保険料は、7月中に送付される保険料額決定通知書でご確認ください。

※¹基礎控除後の所得＝前年の総所得金額等から基礎控除額（43万円）を差し引いた額です。

※²基礎控除後の所得が58万円以下の人は、所得割率が9.20%です。

※³昭和24年3月31日以前に生まれた人、または障害認定により資格取得した人は、限度額が73万円です。

■表1

均等割額[被保険者全員が納める額]
46,800円
+
所得割額[所得に応じて納める額]
基礎控除後の所得※ ¹ × 9.90%(所得割率)※ ²
＝
保険料額
(限度額80万円)※ ³

保険料の軽減

▼所得が低い人の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の合計に応じて、表2のとおり軽減が受けられます。

※⁴給与所得者等＝給与所得を有する人または公的年金等に係る所得を有する人が2人以上いる世帯に適用します。

▼被用者保険の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に職場の健康保険などの被扶養者だった人は、後期高齢者医療制度に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。

※世帯の所得が低い人は、均等割額が7割軽減されます。

※被用者保険＝全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

■表2

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等※ ⁴ の数-1)以下	7割
43万円+(29.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等※ ⁴ の数-1)以下	5割
43万円+(54.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等※ ⁴ の数-1)以下	2割

保険料の減免等

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な人は、申請によって保険料の減免等が認められる場合がありますので、ご相談ください。

【問合せ】 国保年金課高齢医療係（内線125・131）、後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

成年後見制度普及・啓発講座

弘前圏域8市町村での権利擁護推進と成年後見制度の更なる普及・啓発のため、弘前圏域住民向けに普及・啓発講座を開催します。

▼対象 黒石市、弘前市、平川市、藤崎町、大鰐町、板柳町、田舎館村、西目屋村にお住まいの人

▼開催日時 7月20日(土) 10時～12時30分

▼場所 弘前市民文化交流館ホール(ヒロロ4階)

▼テーマ 終活における死後事務委任契約について

▼参加料 無料

▼申込方法 FAXまたはメール(住所・氏名・電話番号を記入)

▼申込期限 7月13日(土)

[問合せ] 弘前圏域権利擁護支援センター ☎26-6557、FAX26-6567、✉h8-kenri@titan.ocn.ne.jp

子宮頸がん予防ワクチンの接種機会を逃した人へ

国の積極的勧奨の差し控えにより子宮頸がん予防ワクチンの接種機会を逃した人は、無料でワクチンを接種(キャッチアップ接種)することができます。対象者には5月に通知しています。

▼対象 平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性

▼接種期限 令和7年3月31日(月)

※決められた間隔で合計3回接種します(接種完了まで約6か月)。無料で3回接種するには、1回目の接種を9月末までに行う必要があります。

▼指定医療機関 黒石病院、健生黒石診療所、はなぞの小児科クリニック、こみせ通りクリニック
※指定医療機関以外での接種を希望する人はお問い合わせください。

[問合せ] 健康推進課新型コロナウイルス感染症対策・予防医療係(内線251・252)

木造住宅耐震診断

市は、一定の条件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、市が耐震診断員を派遣し、耐震診断を行います。

▼対象 昭和56年5月31日以前に建築され、同年6月以降に増改築していない住宅(その他要件あり)

▼費用 1戸当たり11,000円(200㎡を超える場合は増額)

▼募集戸数 3戸(先着順)

▼申込期限 9月30日(月)

▼申込方法 窓口備え付けまたは市ホームページ(市政情報→計画・取り組み)に掲載の申込書に必要事項を記入し提出

[問合せ] 都市建築課建築住宅係(内線573)

よい歯のシニアコンテスト

市は「よい歯のシニアコンテスト」の参加者を募集します。

▼対象 過去のコンテストで受賞しておらず、むし歯の治療が済んでいる次の条件の人▽65～69歳 = 残っている歯が23本以上▽70～74歳 = 残っている歯が22本以上▽75～79歳 = 残っている歯が21本以上▽80歳以上 = 残っている歯が20本以上

※入れ歯は残っている歯に含まれません。

▼審査受付日時 8月24日(土)13時～13時10分

▼場所 黒石公民館多目的ホール

▼申込方法 8月16日(金)までに電話または窓口で申し込み

[問合せ] 健康推進課成人保健係(内線246・247)

有 料 広 告

黒石よされ浴衣の無料貸し出し

市は、8月15・16日の黒石よされ流し踊りに参加する人に、浴衣を無料で貸し出します。

数に限りがありますので、上限に達し次第締め切ります。使用後は、クリーニング（費用は自己負担）し、1か月以内に返却してください。

▼受付期間 7月8日(月)～8月9日(金)

▼申込方法 電話で在庫を確認後、窓口で貸出票に氏名、住所等を記入

不要になった 黒石よされ用浴衣はありませんか？

不要になった黒石よされ用浴衣（スズメ柄）や帯等の付属品がありましたら、ぜひご提供ください。

ご提供いただいた浴衣等は、浴衣の貸出事業に活用します。

【問合せ】観光課観光振興係（内線647）

くろいし景観資産を募集

市は、「くろいし景観資産」を募集しています。皆さんが当たり前に感じている風景も、黒石が誇れる景観かもしれません。ぜひご応募ください。

▼対象 建築物、工作物、自然、祭り、文化、食文化、眺望など

▼応募資格 ▽市内に住所を有する人 ▽市内の土地や建物などに関する権利を有する人 ▽市内に通勤または通学する人

▼募集期限 10月31日（木）

▼応募方法 チラシに必要な事項を記入し、写真を添付のうえ、持参・郵送・メールで応募

※結果は令和7年3月以降に通知する予定です。

【問合せ】都市建築課都市計画係（内線571）、〒036-0389黒石市境松1丁目1-1、都市建築課都市計画係 ☒ toshikeikaku@city.kuroishi.aomori.jp

チラシは市ホームページ（くらし・手続き→住まい・景観→くろいし景観資産）からダウンロードできます。



黒石ねぶた祭り



黒石ねぶた祭りが、7月30日から8月5日までの7日間開催されます。7月30日(火)・8月2日(金)の合同運行では、人形ねぶた4台、扇ねぶた31台の計35台のねぶたが出陣します。夏の夜空に映える勇猛な武者絵と祭りばやし、熱気あふれる掛け声をお楽しみください。

黒石ねぶた祭り 開催期間 7月30日(火)～8月5日(月)
審査・表彰合同運行 7月30日(火)・8月2日(金)

■出陣式 7月30日(火) 17:30
御幸公園内

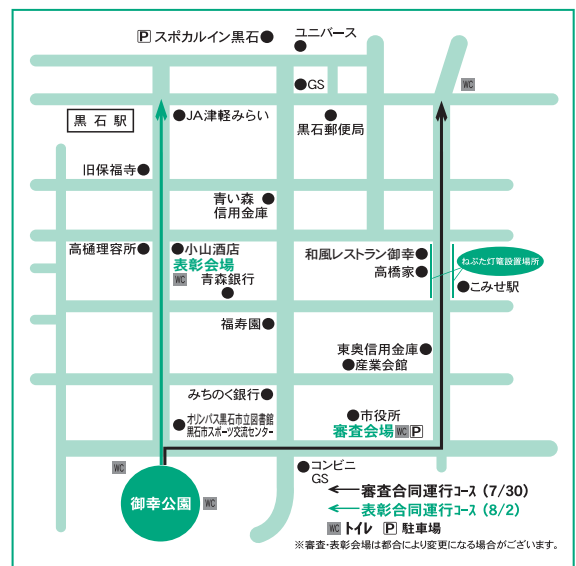
■審査合同運行 7月30日(火) 19:00
御幸公園を出発し、市役所前で審査

■表彰合同運行 8月2日(金) 19:00
御幸公園を出発し、富田通りで運行

※雨天時、審査・表彰合同運行は翌日順延

審査・表彰合同運行の日以外は、全体での運行は行わず、参加団体がそれぞれ市内を練り歩きます。

【問合せ】黒石青年会議所 ☎52-3369



くろいし応援商品券を販売

7月1日(月)から
販売開始

市は、物価高騰の影響を受けている生活者の支援と地域経済の活性化を目的に、プレミアム付き「くろいし応援商品券」を販売します。

詳しくは、市ホームページ（トップページのピックアップ）をごらんください。

1セット10,000円分の商品券を5,000円で販売（1世帯1セットまで）
（全店共通券1,000円×5枚、地元応援券1,000円×5枚）

対象 令和6年6月1日時点で本市の住民基本台帳に記載されている世帯

販売期間・購入方法について

販売期間

7月1日(月)～8月31日(土)

購入方法

商品券販売場所へ下記を持参し商品券を購入
▽くろいし応援商品券購入引換券（6月下旬に
対象世帯へ送付）
▽購入者の本人確認ができる書類（マイナンバー
カード、免許証、健康保険証など）
※販売場所は市内各郵便局とホテル逢春です。
詳しくは、購入引換券と同封のチラシをごら
んください。

利用期間・利用店舗について

利用期間

7月1日(月)～9月30日(月)

商品券が利用できる店舗は「**全店共通券のみ
利用できる店舗**」と「**全店共通券と地元応援券
が利用できる店舗**」の2種類があります。

詳しくは、商品券購入時に
配布する利用店舗チラシを
ご確認ください。

最新の利用店舗情報は、二
次元コードから確認できます。



[問合せ] 企画課企画調整係（内線692～694）

津軽広域水道企業団 導水管路耐震化工事

津軽広域水道企業団は、浅瀬石川ダムから同企業団総合浄水場までの導水管を、地震に強い水道管で二重化し、バックアップ機能を構築する工事を、約7年に渡り行います。

▼**施工内容**開削、推進、水管橋設置工事等

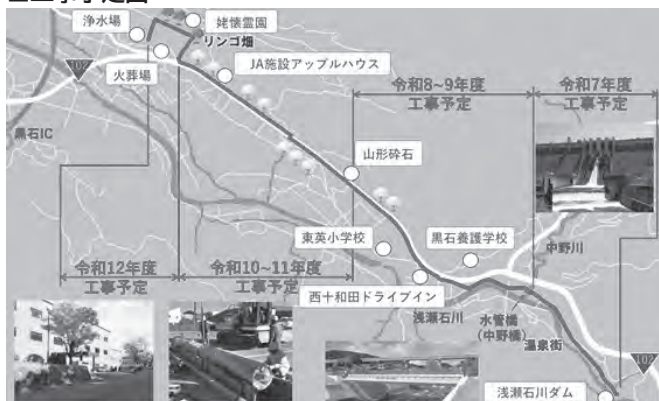
▼**施工期限**令和13年3月末

▼**施工事業者**栗本・丸勘建設・日本水工設計特
定共同企業体

※詳細は、近隣にお住まいの人へ個別にお知らせし
ます。

[問合せ] 津軽広域水道企業団津軽事業部工務課 ☎88
-7883、(株)栗本鐵工所 ☎090-7734-4904

■工事予定図





自衛官採用試験

防衛省は、自衛官を募集します。

【問合せ】自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所 ☎27-3871

種目	応募資格	試験日	受付期間
第2回 一般曹候補生	18歳以上33歳未満の人 (32歳の方は採用予定月の末日時点で、 33歳に達していないこと)	【1次】9月14日(土)～22日(日)の1日 【2次】10月12日(土)～27日(日)の1日	7月1日(月)～ 9月3日(火)
第2回 自衛官候補生 (男子)		【WEB試験】9月16日(月・祝)～18日(水) 【口述・身体検査】未定	
第3回 自衛官候補生 (女子)			
航空学生 (パイロット)	海:18歳以上23歳未満の人 空:18歳以上24歳未満の人 ※詳しくはお問い合わせください。	【1次】9月16日(月・祝) 【2次】10月12日(土)～17日(木)の1日	7月1日(月)～ 9月5日(木)
防衛大学校学生 (一般)	18歳以上21歳未満の人 (高卒者(見込み含む)または高専3年次 修了者(見込み含む))	【1次】11月2日(土) 【2次】11月30日(土)～12月4日(水)の1日	7月1日(月)～ 10月17日(木)
防衛医科大学校 (医学科学生)		【1次】10月19日(土) 【2次】12月11日(水)～13日(金)の1日	7月1日(月)～ 10月9日(水)
防衛医科大学校 (看護学科学生)		【2次】10月12日(土) 【2次】11月23日(土・祝)・24日(日)の1日	7月1日(月)～ 10月2日(水)



予備自衛官補採用試験

予備自衛官補とは、一般の社会人や学生といった自衛隊未経験者が、教育訓練終了後に「予備自衛官」となる制度です。

▼**応募資格**▽一般=18歳以上52歳未満等▽技能=18歳以上で各国家資格等を有する人

▼**受付期限** 9月19日(木)

▼**試験日** 9月下旬~10月上旬

▼**試験内容**▽一般=筆記試験(教養試験、作文)、口述試験、適性検査、身体検査▽技能=筆記試験(小論文)、口述試験、適性検査、身体検査

【問合せ】自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所 ☎27-3871

詳しくは、ホームページをらんください。



クラシックカークラブ青森 ミーティングinこみせ

懐かしの名車が全国から集結する東北随一のクラシックカーの祭典が行われます。

▼**開催日** 7月14日(日)

▼**時間** 9時~15時(交通安全パレード14時30分)

▼**会場** 中町こみせ通り・中心商店街

【問合せ】黒石商店街協同組合 ☎53-6030



定例労働相談会

県労働委員会は、「定例労働相談会」を無料で開催します。

▼**開催日時**▽7月2日、8月6日、9月3日(いずれも火曜日) 13時30分~15時30分▽7月21日、9月8日(いずれも日曜日) 10時~12時

▼**場所** 東奥日報新町ビル4階(青森市新町)

▼**内容** 解雇、賃金引き下げ、配置転換、残業代の未払い、セクハラ、パワハラ、長時間労働、休日、休暇、懲戒処分、その他労働条件など

▼**申込方法** 電話で事前予約

※直接会場でも受け付けできますが、予約優先です。

【問合せ】県労働委員会事務局 ☎017-734-9832
(平日8時30分~12時、13時~17時15分)



詳しくは、ホームページをらんください。



うしゆ 温湯丑湯まつり

丑湯まつりは、400年以上の歴史がある温湯温泉の伝統行事で、当日は入浴料が無料になります。

▼**開催日時** 7月21日(日)

▼**場所** 温湯温泉共同浴場 鶴の湯

【問合せ】鶴の名湯温湯温泉 ☎54-8591